

パブリックコメントの意見と市の考え方について

1. パブリックコメントを実施した計画書等（案）  
「いちき串木野市男女共同参画推進条例（素案）」
2. 募集期間 令和7年1月20日(月)～令和7年2月3日(月) （15日間）
3. 意見の件数 1件（1名）
4. 意見の概要と市の考え方

| ご意見  | 市の考え   |
|--|--|
| <p>条例案第9条第1項は日本国憲法第21条の表現の自由を強く規制する危険性が高い。理由としては、</p> <p>①規制対象が「何人も」とあり職業や社会的立場、老若男女を問わない極端に広汎なものとなっている</p> <p>②「男女共同参画を阻害する表現」や「過度の性的な表現」の定義が極めて曖昧であり、将来的に極端な思想を持った人間が市長や担当職員になった場合にこの規定が濫用される危険性がある</p> <p>③「公衆に表示する情報」の定義が曖昧であり、インターネット上その他仮想空間をも含む解釈の余地がある。これも②と同様の懸念があり、例えば一般市民が女性の水着のイラストを描いてウェブ上に公開しただけで条例違反と見做される危険性がある。実際の取り締まりが行われなくとも、規制が存在するだけで一般市民の芸術活動・表現活動を萎縮させる危険性が高い</p> <p>が挙げられる。</p> <p>改善案としては、規制の濫用を防ぐために以下の措置全てが必要と考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本国憲法第21条を逸脱しない範囲での運用をしなければならないと明記する</li> <li>2. 「公衆」を「いちき串木野市内における市役所その他の市有施設、駅・船舶待合所・バス停その他の公共交通機関待合施設、学校・幼稚</li> </ol> | <p>①について、男性、女性、その他の多様な性を含め、全ての人が人権侵害を行うことも受けることもあってはならないという考えの下、主体を「何人」としています。</p> <p>②について、条例案第9条第1項における、「男女共同参画を阻害する表現及び過度の性的な表現」を、「人権を侵害するおそれのある過度の性的な表現」に修正します。</p> <p>③について、「公衆に表示する情報」とは、新聞、雑誌、ポスター、チラシ、テレビ、ラジオ及びインターネット等、不特定多数の受け手に向けて発信される情報を想定しています。表現の自由は憲法で保障された権利として尊重されるべきですが、その一方で、表現される側の人権についても憲法上の権利として保障されています。そのため、条例案第9条のタイトルには「禁止」ではなく「留意」を用い、また、条例案第9条第1項は「行ってはならない」ではなく「行わないよう努めなければならない」として、禁止事項ではなく努力義務事項としております。</p> <p>条例案第8条「性別等に起因する差別等の禁止」に関しては、①と同様に、男性から女性への暴力だけでなく、全ての人が被害者又は加害者となつてはならないという考えの</p> |

園その他の未成年者を対象とした施設、小売店  
その他多様な人々が利用する商業施設」のよう  
に列挙し、然るべきゾーニングがなされた場所  
や一般市民の自宅内等の私的空間、インターネ  
ット等の仮想空間に拡大解釈する余地を無く  
す

3. 「過度の性的な表現」について拡大解釈の  
余地を無くすため「裸体・下着及び極端に露出  
の高い衣装のうち専ら性的欲求を満足させる  
ことのみを目的としたもの」のように明確化  
し、また異性愛男性のみに不利な規制と誤解を  
与えないように「男性を用いた表現も含まれ  
る」と明記する

4. 運用担当者による恣意的解釈を禁ずると  
同時に、運用時は常に男女双方が相互監視す  
ると定める

以上が必要と考えられる。表現の自由は民主  
主義の大前提である。一般市民に対する過剰な  
抑制とならないよう再考を求める。この条例が  
令和の焚書・令和の魔女狩りとならないよう強  
く要望する。

また、男女共同参画の場においては「男性は  
加害者・女性は被害者」として表現されることが  
非常に多い。男性が被害者のDV・性暴力事例  
も増えているため、被害者は常に女性という偏  
見を招かないよう「加害事例を図示する場合は  
特定の性のみを被害者役としてはならない」と  
いった規定を盛り込むべきである。

下、同条における主体を「何人」としていま  
す。

なお、男女共同参画の推進につきましては、  
学識経験者等からなる審議会のご意見を  
いただきながら、周知を行う際などの表現に  
ついては、誤解を招かないよう努めます。